

温泉法第3章 温泉の採取に伴う災害の防止

参考資料 1

<p>温泉法 (昭和二十三年七月十日法律第百二十五号) 最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号</p>	<p>温泉法施行令 (昭和五十九年三月九日政令第百二十五号) 最終改正：平成二十三年十一月二十八日政令第百六十四号</p>	<p>温泉法施行規則 (昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号) 最終改正：平成二十四年七月六日環境省令第二十一号</p>
<p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止 (温泉の採取の許可) 第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。</p>		<p>(温泉の採取の許可の申請) 第六条の二 法第十四条の二第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 温泉の採取を行おうとする場所</p> <p>三 温泉の採取の開始の予定日</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 設備の配置図及び主要な設備の構造図</p> <p>二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が次条第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面</p> <p>三 設備の設置の状況を現した写真</p> <p>四 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果</p> <p>イ 次条第一項第一号に規定する測定の結果</p> <p>ロ 次条第一項第二号ハに規定するガス排出口が同項第三号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、同号に規定する測定の結果</p> <p>ハ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果(次条第一項第二号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。)</p> <p>五 次条第一項第十号に規定する採取時災害防止規程</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類</p> <p>七 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準) 第六条の三 法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備であつて、当該設備を通過した後の温泉水(採取された後の温泉をいう。以下同じ。)から、環境大臣が定める方法により、気体を分離し、</p>

三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

当該気体中のメタンの濃度を測定した結果、環境大臣が定める値未満となるもの（以下「ガス分離設備」という。）が設けられていること。ただし、温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合又は温泉であつて水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、この限りでない。

二 次に掲げる設備（以下「可燃性天然ガス発生設備」という。）が屋内（可燃性天然ガスが滞留しない構造のものを除く。以下同じ。）にないこと。ただし、イに掲げる設備については、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。

イ 温泉井戸（自然に湧出している温泉の湧出口を含む。以下同じ。）

ロ ガス分離設備

ハ 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口（以下「ガス排出口」という。）

三 ガス排出口（排出される気体中のメタンの濃度を環境大臣が定める方法により測定した結果、環境大臣が定める値未満となるものを除く。）が、次に掲げる場所でないこと。

イ 温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面（関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。）からの高さが三メートル以下である場所

ロ 水平距離が三メートルであり、かつ、垂直距離が上方八メートル又は下方〇・五メートルである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の取入口又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所がある場所

四 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、次に掲げる措置を講じていること。

イ 凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止するための措置

ロ 水の滞留のおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置

五 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。

六 可燃性天然ガス発生設備からの水平距離が一メートル（温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合に

- あつては、二メートル）であり、かつ、垂直距離が五メートルである範囲内（水平距離にあつては、可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離がこれらの距離以上である範囲を除く。）において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
 - ハ 関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 七 前号に規定する範囲内においては、さくの設置その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。
- 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。
- 十 次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。
- イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者を選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項
- 十一 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。
- 2 温泉井戸（動力が装置されているものを除く。）が屋外にあり、かつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合には、前項の規定は、適用しない。
- 3 温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第一項各号に掲げる基準（同項第一号から第七号までに掲げる基準については、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第十号までに掲げる基準についても、同様とする。）。
 - 二 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出ししない構造であること。
 - 三 温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）

- が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。
- イ 部屋の内部の空気を一時間につき十回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。
 - ロ 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。
- 四 ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
- 五 次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
- イ 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。
 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の十パーセント以上となった場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。
 - ハ 空気中のメタンの濃度が表示されること。
- 六 温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉の湧出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 七 温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
 - ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。
- 八 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 九 立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、前号に規定する部屋の内部へ関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 十 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。
- 十一 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。
- 十二 毎日（気候条件等により点検の作業が不可能

		<p>な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。)一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。</p> <p>イ 温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。</p> <p>ロ 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。</p> <p>十二 次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。</p> <p>イ 第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況</p> <p>ロ 前号に規定する点検の作業の結果</p>
<p>(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)</p> <p>第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。</p>		<p>(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)</p> <p>第六条の四 法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名</p> <p>二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日</p> <p>三 温泉の採取の場所</p> <p>四 合併又は分割の予定日</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し</p> <p>二 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面</p>
<p>(温泉の採取の許可を受けた者の相続)</p> <p>第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承</p>		<p>(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請)</p> <p>第六条の五 法第十四条の四第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄</p> <p>二 被相続人の氏名及び住所</p> <p>三 法第十四条の二第一項の許可を受けた日</p> <p>四 温泉の採取の場所</p> <p>五 相続開始の日</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本</p> <p>二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>三 申請者が法第十四条の二第二項第二号又は第三</p>

<p>認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。</p>		<p>号に該当しない者であることを誓約する書面</p>
<p>(可燃性天然ガスの濃度についての確認) 第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。 2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。 3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。 一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。</p>		<p>(災害の防止のための措置を必要としない基準) 第六条の六 法第十四条の五第一項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス(次項において「温泉付随ガス」という。)中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。 2 都道府県知事は、次のいずれにも該当する温泉の採取の場所におけるメタンの濃度は、前項の基準に適合するものとみなすことができる。 一 温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。 二 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、前項の基準に適合するものであること。 (可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請) 第六条の七 法第十四条の五第一項の規定による確認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 二 温泉の採取を行おうとする場所 三 温泉の採取の開始の予定日 四 メタンの濃度の測定に関する次に掲げる事項 イ 測定を行つた場所、日及び方法 ロ 測定の結果 ハ 測定を行つた者 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 温泉の採取の場所の状況を現した写真 二 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真 三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類</p>
<p>(確認を受けた者の地位の承継) 第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲</p>		

<p>り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>（確認を受けた者の地位の承継の届出）</p> <p>第六条の八 法第十四条の六第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第十四条の五第一項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 法第十四条の五第一項の確認を受けた日 三 温泉の採取の場所 四 地位を承継した日 <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し 二 相続の場合にあつては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> イ 戸籍謄本 ロ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 三 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
<p>（温泉の採取のための施設等の変更）</p> <p>第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 第十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。</p>	<p>（温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更）</p> <p>第六条の九 法第十四条の七第一項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更（屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。） 二 ガス換気設備の位置又は構造の変更 三 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更 <p>（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）</p> <p>第六条の十 法第十四条の七第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日 三 温泉の採取の場所

		<p>四 変更の内容 五 変更の理由 六 変更後の工事の着手及び完了の予定日</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図 二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が第六条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面 三 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真 四 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類</p>
<p>(温泉の採取の事業の廃止の届出等)</p> <p>第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。</p> <p>3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		<p>(温泉の採取の事業の廃止の届出)</p> <p>第六条の十一 法第十四条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた日 三 温泉の採取の場所 四 温泉の採取の事業の廃止の日 五 法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、温泉の湧出路の埋戻しの状況</p> <p>2 前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面 二 温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。 二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。 三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。 四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項（第十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に</p>		

<p>より付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(緊急措置命令等) 第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p>		
		<p>(環境大臣が定める方法による測定) 第六条の十二 第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項に規定する測定は、法第十八条第二項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。</p>